

令和 7 年度 第 1 回 飯塚市国民健康保険事業の運営 に関する協議会 資 料

(第1号議案)

令和 6 年度国民健康保険特別会計決算見込みについて(資料1)

(第2号議案)

令和 7 年度国民健康保険特別会計当初予算について(資料2)

(第3号議案)

令和 7 年度スケジュール(案)について(資料3、3-1)

(第4号議案)

令和 6 年度特定健康診査等の実績見込みについて(資料4)

(第5号議案)

その他

保険証廃止後の経過措置及びマイナ保険証利用状況について

(その他資料①)

子ども・子育て支援金について(その他資料②)

日時: 令和 7 年 8 月 21 日(木)13:30～

場所: 飯塚市役所 7F 第 1・第 2 委員会室

令和6年度国保決算見込み(前年度決算との比較)

福岡県国保特別会計

【国民健康保険税】

○一般被保険者	現年	1,785,099
	滞繰	104,093
○退職被保険者	滞繰	1,063

【県支出金】

○普通交付金	9,282,690
○特別交付金	
・保険者努力支援	64,497
・特別調整交付金	115,907
・県繰入金	74,470
・特定健診等負担金	41,476
○保健事業費補助金	534

【繰入金】

○保険基盤安定事業	731,960
○未就学児均等割軽減	4,858
○出産育児一時金等	21,371
○財政安定化支援事業	222,962
○療給等国県負担減額	75,602
○産前産後保険税	764
○職員給与と費等	252,672
○基金繰入金	110,000

【その他】

○前年度繰越金	20,181
○諸収入等	50,570

歳入

12,960,769
13,596,944

差引
△636,175

国民健康保険税

1,890,255
1,936,067
差引 △45,812

県支出金

9,579,574
10,197,901
差引 △618,327

繰入金

1,420,189
1,385,479
差引 34,710

その他

70,751
77,497
差引 △6,746

歳出

12,942,405
13,576,762

差引
△634,357

国民健康保険
事業費納付金

3,244,717
3,350,191
差引 △105,474

保険給付費

9,292,846
9,838,316
差引 △545,470

保健事業費

107,724
105,591
差引 2,133

総務費

253,609
251,674
差引 1,935

その他

43,509
30,990
差引 12,519

【保険給付費】

○療養諸費	一般	7,898,326
○高額療養費	一般	1,339,978
○その他の給付		
・出産育児一時金		32,056
・葬祭費		4,950
○審査支払手数料		17,536

【保健事業費】

○特定健康診査事業費	85,126
○はり・きゅう施術費	3,057
○ヘルスアップ事業費	19,541

【総務費】

○総務管理費	239,133
○徴税費	14,308
○運営協議会費	168

【その他】

○基金積立金	6,628
○普通交付金等返還金	21,469
○保険税還付金	15,412

○「国民健康保険事業費納付金」とは、市町村の医療費水準、所得水準等に応じて算定され県へ納付する経費

この経費の主たる財源は、繰入金の保険基盤安定事業繰入金、財政安定化支援事業繰入金、県支出金の保険給付費等交付金の特別交付金と国保税

○「保険給付費」のうち、療養諸費・高額療養費は、「県支出金」の普通交付金で全額交付される

○「保険基盤安定事業繰入金」とは、低所得者の国保税軽減措置に対して、その軽減分を一般会計が補てんする「保険税軽減分」（経費の3/4を県が負担）と低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国保税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合（7割軽減15%、5割軽減14%、2割軽減13%）を一般会計が補てんする「保険者支援分」（経費の1/2を国、1/4を県が負担）の合計

○「未就学児均等割軽減繰入金」とは、子育て世帯負担軽減の観点から全世帯の未就学児の均等割保険税について5割を軽減するもの。（経費の1/2を国、1/4を県が負担）

○「産前産後保険税繰入金」とは、子育て世帯負担軽減の観点から、出産する被保険者の所得割と均等割を免除するもの。（経費の1/2を国、1/4を県が負担）

単位：千円

【国民健康保険税】

○一般被保険者	現年	1,792,879
	滞繰	89,542
○退職被保険者	滞繰	368

【県支出金】

○普通交付金	9,307,587
○特別交付金	
・保険者努力支援	66,358
・特別調整交付金	141,384
・県繰入金	53,751
・特定健診等負担金	40,236
○保健事業費補助金	493

【繰入金】

○保険基盤安定事業	754,377
○未就学児均等割軽減	5,899
○出産育児一時金等	30,667
○財政安定化支援事業	220,353
○療給等国県負担減額	70,372
○産前産後保険税	764
○職員給与費等	286,814
○基金繰入金	104,889

【その他】

○前年度繰越金	1
○諸収入等	59,346

令和7年度国保当初予算(前年度当初予算との比較)

歳入		歳出	
13,026,080		13,026,080	
13,297,053	差引 △270,973	13,297,053	差引 △270,973
国民健康保険税	1,882,789 1,917,612 差引 △34,823	国民健康保険 事業費納付金	3,166,659 3,244,719 差引 △78,060
県支出金	9,609,809 9,809,498 差引 △199,689	保険給付費	9,404,306 9,609,734 差引 △205,428
繰入金	1,474,135 1,505,820 差引 △31,685	保健事業費	135,425 140,990 差引 △5,565
その他	59,347 64,123 差引 △4,776	総務費	288,586 270,289 差引 18,297
		その他	31,104 31,321 差引 △217

上段：R7当初
下段：R6当初

福岡県国保特別会計

【保険給付費】

○療養諸費	一般	7,935,873
○高額療養費	一般	1,398,528
○その他の給付		
・出産育児一時金		46,000
・葬祭費		6,000
○審査支払手数料		17,905

【保健事業費】

○特定健康診査事業費	108,238
○はり・きゅう施術費	3,051
○ヘルスアップ事業費	24,136

【総務費】

○総務管理費	266,754
○徴税費	21,359
○運営協議会費	473

【その他】

○基金積立金	6,104
○保険税還付金	15,000
○予備費	10,000

- 「国民健康保険事業費納付金」とは、市町村の医療費水準、所得水準等に応じて算定され県へ納付する経費
この経費の主たる財源は、繰入金の保険基盤安定事業繰入金、財政安定化支援事業繰入金、県支出金の保険給付費等交付金の特別交付金と国保税
- 「保険給付費」のうち、療養諸費・高額療養費は、「県支出金」の普通交付金で全額交付される
- 「保険基盤安定事業繰入金」とは、低所得者の国保税軽減措置に対して、その軽減分を一般会計が補てんする「保険税軽減分」（経費の3/4を県が負担）と低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国保税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合（7割軽減15%、5割軽減14%、2割軽減13%）を一般会計が補てんする「保険者支援分」（経費の1/2を国、1/4を県が負担）の合計
- 「未就学児均等割軽減繰入金」とは、子育て世帯負担軽減の観点から全世帯の未就学児の均等割保険税について5割を軽減するもの。（経費の1/2を国、1/4を県が負担）
- 「産前産後保険税繰入金」とは、子育て世帯負担軽減の観点から、出産する被保険者の所得割と均等割を免除するもの。（経費の1/2を国、1/4を県が負担）

令和7年度スケジュール(案)について

	4月から6月	7月から9月	10月から12月	1月から3月
福岡県			令和8年度事業費納付金算定 ・ 仮算定（11月下旬）	標準保険料率の提示 ・ 本算定（1月上旬）
飯塚市	福岡県国保運営方針に基づく国保運営の実施			
	・ 国保税当初課税	・ 保険証更新 （期間：8/1～7/31） ↓ 諮問	・ 令和7年度補正予算 ・ 令和8年度当初予算 編成	・ 国保税率の改正 （必要に応じ） ↑ 答申
飯塚市国民健康保険 事業の運営に関する 協議会		第1回協議会 ・ 令和6年度決算、 令和7年度予算 について ・ 特定健診等について	協議会（2回目以降） （必要に応じ開催） ・ 国保税率の改正 について	協議会（最終回） ・ 国保税率の改正 について

飯塚市の国民健康保険事業について

飯塚市国保税率（平成 30 年度～令和 7 年度）

	所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）
医療分	6.80	21,000	23,000
後期支援分	2.80	8,100	8,800
介護納付金分	2.60	9,100	6,700

【令和 5 年度】

令和 5 年度は、税率改定後 2 年目であることを受け、税率検討を実施しました。検討のベースとして、賦課方式及び今後 2 年間は税率を据え置くことを踏襲しました。

試算によると、6 年度、7 年度は収支において赤字の見込ですが、保険給付費等準備基金の一部を取り崩し、財源を補うことで、歳入・歳出の均衡を図り、保険事業の運営を保持することが可能となることから、税率の改正は行わない判断をしました。

令和 5 年度決算では、歳入では 4 年度からの繰越金が約 1,500 万円あったこと、歳出では、保険給付費が見込みよりも約 1 億 2,000 万円の減、特定健診等保健事業費については、被保険者数減により約 2,800 万円の減、保険給付費等準備基金から 4,000 万円を取り崩し、歳入から歳出を差し引いた額が、約 2,000 万となっています。基金については、運用収入で 598 万 1,114 円を積み立て、9 億 204 万 9,862 円の残高となっています。

令和 6 年度 市町村標準保険料率（県統一 3 方式）

	所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）
医療分	7.16 (△0.36)	26,531 (△5,531)	26,551 (△3,551)
後期支援分	2.99 (△0.19)	10,856 (△2,756)	10,864 (△2,064)
介護納付金分	2.40 (+0.2)	10,887 (△1,787)	8,367 (△1,667)

（ ）内は現行税率との差（現行税率－標準保険料率）

【令和 6 年度】

令和 5 年度の当協議会の答申に基づき、令和 6 年度・7 年度の 2 年間は据え置きを前提としていたため、改正しておりません。

令和 6 年度決算見込みでは、歳入では令和 5 年度からの繰越金が約 2,000 万円あったこと、歳出では、保険給付費が見込みよりも約 6 億 7,000 万円の減、特定健診等保健事業費については、被保険者数減により約 2,900 万円の減で、保険給付費等準備基金から 1 億 1,000 万円を取り崩し、歳入から歳出を差し引いた額が約 1,800 万円となっています。基金については、運用収入で 662 万 8,071 円を積み立て、7 億 9,867 万 7,933 円の残高となっています。

令和 7 年度 市町村標準保険料率（県統一 3 方式）

	所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）
医療分	7.05 (△0.25)	26,611 (△5,611)	26,701 (△3,701)
後期支援分	2.83 (△0.03)	10,538 (△2,438)	10,574 (△1,774)
介護納付金分	2.33 (+0.27)	10,668 (△1,568)	8,174 (△1,474)

（ ）内は現行税率との差（現行税率－標準保険料率）

【令和 7 年度の方向性】

今年度（令和 7 年度）は税率据置期間を満了したため、改めて税率を検討する必要があります。具体的には、11 月下旬に県から示される納付金仮算定額による収支バランスへの影響や、年明けに示される納付金本算定額、標準保険料率を参考に令和 8 年度の税率を検討していく予定です。

令和 6 年度 特定健診等の実績見込みについて

1 事業計画と現状値

項 目	令和6年度事業 計画	令和6年6月末 (令和5年度)	令和7年6月末※ (令和6年度)	差引
特定健診 対象者数	15,416人	16,491人	15,420人	△1,071人
受診者数	9,250人	6,566人	6,115人	△451人
受診率	60.0%	39.8%	39.7%	△0.1ポイント
特定保健指導 対象者数	1,102人	760人	682人	△78人
特定保健指導 出現率	11.9%	11.6%	11.2%	△0.4ポイント
特定保健指導 実施者 (終了者) 数	888人	582人	494人	△88人
実施期間	5月から1月まで (9か月間)	5月から1月まで (9か月間)	5月から1月まで (9か月間)	—
集団健診実施 回数	45回	47回	45回	△2回
個別健診 実施医療機関 数	87医療機関	88医療機関	86医療機関	△2医療機関
料 金	500円 (非課税世帯証明書提出者・前年度受診者・ 40・50・60歳は無料)			—

令和 7 年 6 月末※：令和 6 年度分確定は令和 7 年 10 月初旬

2 令和6年度 実施状況

(1) 特定健診対象者数、受診者数及び受診率（令和7年6月末現在）

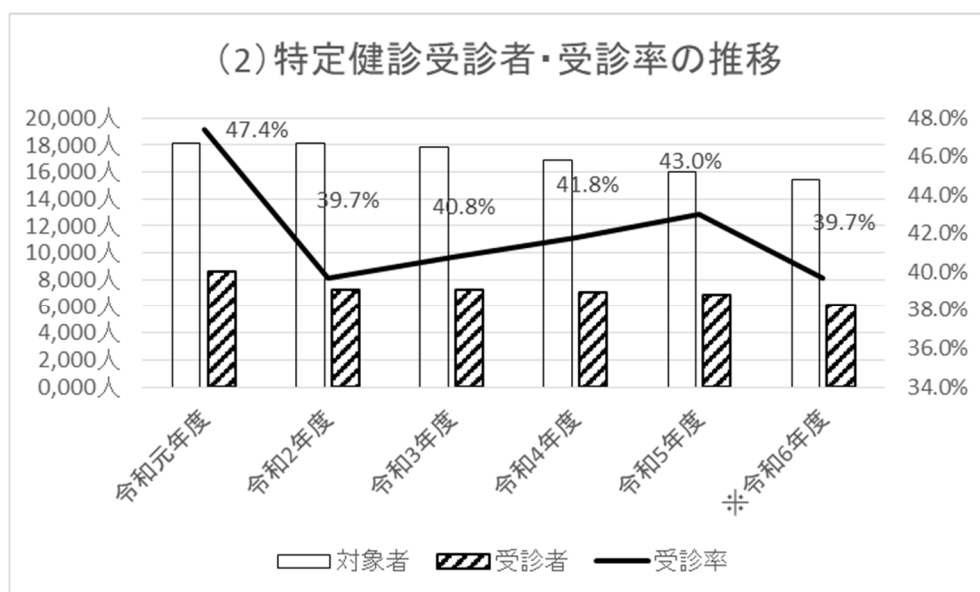
性別	対象者	受診者	受診率	構成率
男性	7,406	2,665	36.0%	48.0%
女性	8,014	3,450	43.0%	52.0%
合計	15,420	6,115	39.7%	100.0%

【参考】令和5年度特定健診受診率 43.0%（県内60市町村中14位 29市中 1位）

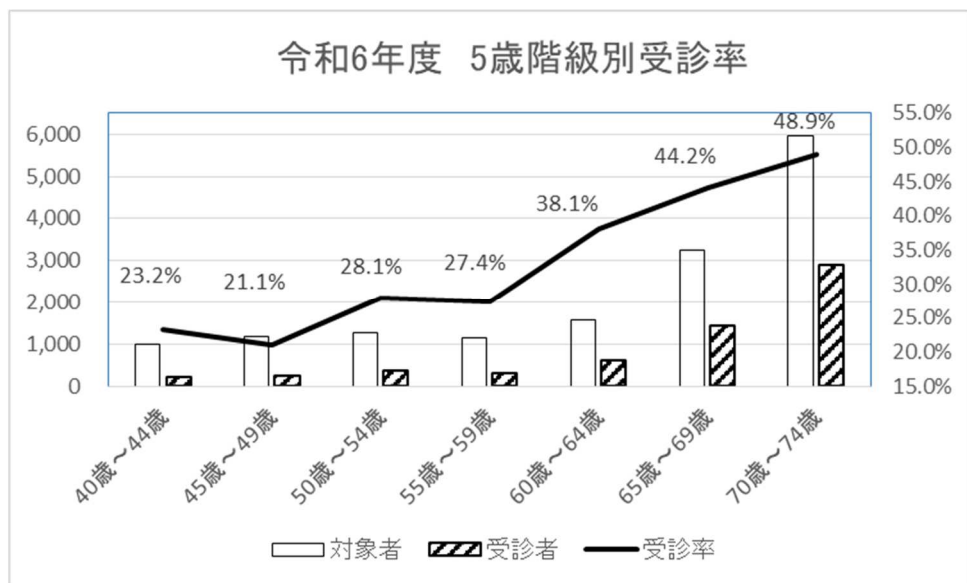
(2) 特定健診受診者・受診率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	※令和6年度
対象者	18,163人	18,157人	17,833人	16,866人	15,951人	15,420人
受診者	8,607人	7,215人	7,270人	7,051人	6,858人	6,115人
受診率	47.4%	39.7%	40.8%	41.8%	43.0%	39.7%

出典：法定報告関連帳票・受診率速報（内部資料）※令和6年度：令和7年6月末現在

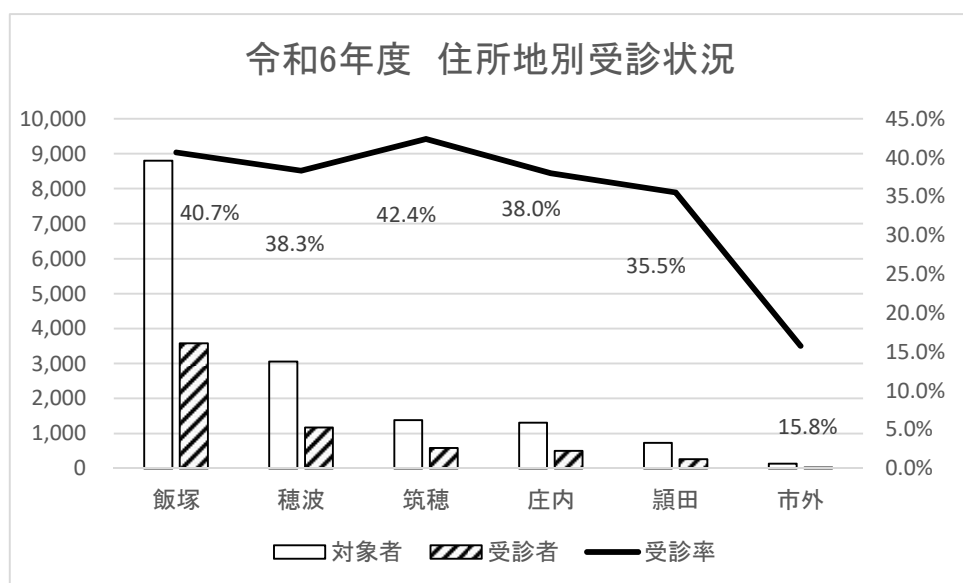


(3) 5 歳階級別受診率



出典：受診率速報 令和7年6月末現在（内部資料）

(4) 住所地別受診状況



出典：受診率速報 令和7年6月末現在（内部資料）

(5) 個別・集団健診等の状況

健診種別	性別	受診者	構成比
集団	男	903	14.8%
	女	991	16.2%
	小計	1,894	31.0%
個別	男	1,640	26.8%
	女	2,340	38.3%
	小計	3,980	65.1%
※1特定ドック	男	78	1.3%
	女	80	1.3%
	小計	158	2.6%
※2医療情報	男	21	0.3%
	女	9	0.1%
	小計	30	0.4%
※3結果提出	男	23	0.4%
	女	30	0.5%
	小計	53	0.9%
合計		6,115	100.0%

※1 人間ドックの検査費用の内、特定健診の検査項目に係る費用を市が負担するもの。(市契約医療機関での受診に限る。)

※2 医療機関が保有している健診未受診者の検査結果データを特定健診データとして収集するもの。

※3 特定健診に相当する企業健診等の検査結果データを収集することで、特定健診を行ったとみなすもの。

出典：受診率速報 令和7年6月末現在（内部資料）

①集団健診会場別実施状況

健診会場	令和5年度			令和6年度		
	実施回数	受診者	1回あたり受診者	実施回数	受診者	1回あたり受診者
飯塚市役所	9回	406人	45人	9回	443人	49人
医師会検診検査センター	2回	91人	46人	1回	45人	45人
総合体育館	6回	277人	46人			
幸袋交流センター	3回	68人	23人	3回	131人	44人
二瀬交流センター	4回	159人	40人	7回	265人	38人
飯塚市保健センター						
穂波福祉総合センター	6回	216人	36人	10回	326人	33人
筑穂交流センター	2回	70人	35人	2回	67人	34人
庄内ハーモニー	8回	379人	47人	9回	407人	45人
穂波交流センター	5回	240人	48人	4回	210人	53人
サンシャインかいた	2回	75人	38人			
合計	47回	1,981人	42.2人	45回	1,894人	42.1人

出典：受診率速報 令和7年6月末現在（内部資料）

②集団健診居住地区別受診状況

健診会場	飯塚地区	穂波地区	筑穂地区	庄内地区	潁田地区	市外	総計	実施回数	1回あたり 受診者
飯塚市役所	331人	52人	19人	18人	23人		443人	9回	49.3人
医師会検診検査センター	28人	9人	3人	3人	2人		45人	1回	45.0人
幸袋交流センター	96人	13人	2人	2人	18人		131人	3回	43.7人
二瀬交流センター	218人	27人	4人	5人	8人	3人	265人	7回	37.9人
穂波福祉総合センター	137人	146人	36人	4人	2人	1人	326人	10回	32.6人
穂波交流センター	68人	111人	19人	9人	3人		210人	4回	52.5人
筑穂交流センター	5人	5人	57人	0人	0人		67人	2回	33.5人
庄内ハーモニー	218人	23人	8人	104人	54人		407人	9回	45.3人
合計	1,101人	386人	148人	145人	110人	4人	1,894人	45回	42.1人

出典：受診率速報 令和7年6月末現在（内部資料）

③個別健診地区別実施医療機関数

地区	医療機関数
飯塚地区	48
穂波地区	8
筑穂地区	3
庄内地区	4
潁田地区	2
嘉麻市	17
桂川町	5
総計	87

④個別健診住所地別受診状況（特定ドック含む）

	飯塚地区	穂波地区	筑穂地区	庄内地区	潁田地区	市外	総計
男	1,010人	317人	183人	136人	65人	7人	1,718人
女	1,427人	448人	248人	203人	84人	10人	2,420人
合計	2,437人	765人	431人	339人	149人	17人	4,138人

出典：受診率速報 令和7年6月末現在（内部資料）

令和 7 年度 第 1 回
飯塚市国民健康保険事業の運営
に関する協議会

個別説明資料

(第 1 号議案)

令和 6 年度国民健康保険特別会計決算見込みについて(資料 1 説明資料)

(第 2 号議案)

令和 7 年度国民健康保険特別会計当初予算について(資料 2 説明資料)

(第 4 号議案)

令和 6 年度特定健康診査等の実績見込みについて(資料 4 説明資料)

令和6年度国民健康保険特別会計決算見込み

【歳入】

①国民健康保険税

一般被保険者現年度については、被保険者数の減少により調定額が減少し、それに伴い収納額が減額となっております。

科目		R5年度決算	R6年度決算見込	増減
一般被保険者	現年	1,828,324千円	1,785,099千円	△ 43,225千円
	滞納繰越	106,922千円	104,093千円	△ 2,829千円
退職被保険者	滞納繰越	821千円	1,063千円	242千円
合計		1,936,067千円	1,890,255千円	△ 45,812千円

②県支出金

一人当たり医療費の減少に伴う保険給付費の減により、普通交付金が減額となっております。

科目		R5年度決算	R6年度決算見込	増減
普通交付金		9,890,090千円	9,282,690千円	△ 607,400千円
特別 交付金	保険者努力支援分	61,964千円	64,497千円	2,533千円
	特別調整交付金分	151,682千円	115,907千円	△ 35,775千円
	県繰入金	53,751千円	74,470千円	20,719千円
	特定健診等負担金	39,906千円	41,476千円	1,570千円
保健事業費補助金		508千円	534千円	26千円
合計		10,197,901千円	9,579,574千円	△ 618,327千円

③繰入金

普通交付税で算定される一般会計繰入金において、世帯数及び被保険者数の減に伴い、減額となっております。また、財源調整により基金繰入金が増額となっております。

科目		R5年度決算	R6年度決算見込	増減
一般会計 繰入金	保険基盤安定事業	763,519千円	731,960千円	△ 31,559千円
	未就学児均等割	5,373千円	4,858千円	△ 515千円
	助産費等	22,505千円	0千円	△ 22,505千円
	出産育児一時金等	0千円	21,371千円	21,371千円
	財政安定化支援	223,668千円	222,962千円	△ 706千円
	療給等国県負担減額	79,290千円	75,602千円	△ 3,688千円
	産前産後保険税	151千円	764千円	613千円
	職員給与費等	250,973千円	252,672千円	1,699千円
基金繰入金		40,000千円	110,000千円	70,000千円
合計		1,385,479千円	1,420,189千円	34,710千円

④その他

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越す実質収支の増に伴い前年度繰越金が増額となっております。

科目		R5年度決算	R6年度決算見込	増減
使用料及び手数料		651千円	440千円	△ 211千円
財産収入		5,981千円	6,628千円	647千円
前年度繰越金		15,255千円	20,181千円	4,926千円
諸収入		55,039千円	42,335千円	△ 12,704千円
国庫支出金		571千円	1,167千円	596千円
合計		77,497千円	70,751千円	△ 6,746千円

【歳出】

①国民健康保険事業費納付金

福岡県からの納付金の確定通知に基づき、納付額が減額となっております。

科目	R5年度決算	R6年度決算見込	増減
一般被保険者医療給付費分	2,349,910千円	2,234,286千円	△ 115,624千円
退職被保険者等医療給付費分	554千円	0千円	△ 554千円
一般被保険者後期高齢者支援金等分	755,452千円	765,240千円	9,788千円
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	142千円	0千円	△ 142千円
介護納付金分	244,133千円	245,191千円	1,058千円
合計	3,350,191千円	3,244,717千円	△ 105,474千円

②保険給付費

一人当たり医療費の減により、保険給付費が減額となっております。

科目	R5年度決算	R6年度決算見込	増減
一般療養諸費	8,383,229千円	7,898,326千円	△ 484,903千円
一般高額療養費	1,397,405千円	1,339,251千円	△ 58,154千円
一般高額介護合算療養費	909千円	727千円	△ 182千円
傷病手当金	93千円	0千円	△ 93千円
出産育児一時金	33,758千円	32,056千円	△ 1,702千円
葬祭費	4,740千円	4,950千円	210千円
審査支払手数料	18,182千円	17,536千円	△ 646千円
合計	9,838,316千円	9,292,846千円	△ 545,470千円

③保健事業費

ヘルスアップ事業費については、受診勧奨業務委託の増などのため増額となっております。

科目	R5年度決算	R6年度決算見込	増減
特定健康診査等事業費	85,151千円	85,126千円	△ 25千円
はり・きゅう施術費	2,845千円	3,057千円	212千円
ヘルスアップ事業費	17,595千円	19,541千円	1,946千円
合計	105,591千円	107,724千円	2,133千円

④総務費

市税等催告業務委託の増により、徴税費が増額となっております。

科目	R5年度決算	R6年度決算見込	増減
総務管理費	238,733千円	239,133千円	400千円
徴税費	12,710千円	14,308千円	1,598千円
運営協議会費	231千円	168千円	△ 63千円
合計	251,674千円	253,609千円	1,935千円

⑤その他

令和5年度の県支出金の超過交付分返還金の増のため、増額となっております。

科目	R5年度決算	R6年度決算見込	増減
基金積立金	5,981千円	6,628千円	647千円
普通交付金等返還金	14,045千円	21,469千円	7,424千円
保険税還付金	10,964千円	15,412千円	4,448千円
合計	30,990千円	43,509千円	12,519千円

令和7年度国民健康保険特別会計当初予算

【歳入】

①国民健康保険税

被保険者数及び世帯数の減少により、減額を見込んでおります。

科目		R6年度当初予算	R7年度当初予算	増減
一般被保険者	現年	1,822,866千円	1,792,879千円	△ 29,987千円
	滞納繰越	94,155千円	89,542千円	△ 4,613千円
退職被保険者	滞納繰越	591千円	368千円	△ 223千円
合計		1,917,612千円	1,882,789千円	△ 34,823千円

②県支出金

保険給付費の減に伴う普通交付金の減額を見込んでいます。

科目		R6年度当初予算	R7年度当初予算	増減
普通交付金		9,499,012千円	9,307,587千円	△ 191,425千円
特別 交付金	保険者努力支援分	65,659千円	66,358千円	699千円
	特別調整交付金分	141,551千円	141,384千円	△ 167千円
	県繰入金	60,324千円	53,751千円	△ 6,573千円
	特定健診等負担金	42,400千円	40,236千円	△ 2,164千円
保健事業費補助金		552千円	493千円	△ 59千円
合計		9,809,498千円	9,609,809千円	△ 199,689千円

③繰入金

軽減世帯数及び軽減被保険者数の減に伴う保険基盤安定事業の減額を見込んでいます。また、歳入歳出収支バランスの結果、基金繰入金の増額を見込んでいます。

科目		R6年度当初予算	R7年度当初予算	増減
一般会計 繰入金	保険基盤安定事業	792,746千円	754,377千円	△ 38,369千円
	未就学児均等割	6,571千円	5,899千円	△ 672千円
	出産育児一時金等	37,334千円	30,667千円	△ 6,667千円
	財政安定化支援	221,614千円	220,353千円	△ 1,261千円
	療給等国県負担減額	76,047千円	70,372千円	△ 5,675千円
	産前産後保険税	809千円	764千円	△ 45千円
	職員給与費等	269,380千円	286,814千円	17,434千円
基金繰入金		101,319千円	104,889千円	3,570千円
合計		1,505,820千円	1,474,135千円	△ 31,685千円

④その他

諸収入において、第三者納付金の減に伴う減額を見込んでいます。

科目		R6年度当初予算	R7年度当初予算	増減
使用料及び手数料		660千円	422千円	△ 238千円
財産収入		6,321千円	6,104千円	△ 217千円
前年度繰越金		1千円	1千円	0千円
諸収入		57,141千円	51,750千円	△ 5,391千円
国庫支出金		0千円	1,070千円	1,070千円
合計		64,123千円	59,347千円	△ 4,776千円

【歳出】

①国民健康保険事業費納付金

福岡県からの納付金の確定通知に基づき、納付額が減額となっています。

科目	R6年度当初予算	R7年度当初予算	増減
一般被保険者医療給付費分	2,234,286千円	2,205,816千円	△ 28,470千円
退職被保険者等医療給付費分	0千円	0千円	0千円
一般被保険者後期高齢者支援金等分	765,241千円	727,049千円	△ 38,192千円
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0千円	0千円	0千円
介護納付金分	245,192千円	233,794千円	△ 11,398千円
合計	3,244,719千円	3,166,659千円	△ 78,060千円

②保険給付費

一般療養諸費については、一人当たり医療費の減を見込んで減額となっております。高額療養費についても、減額を見込んでいます。

科目	R6年度当初予算	R7年度当初予算	増減
一般療養諸費	8,128,365千円	7,935,873千円	△ 192,492千円
一般高額療養費	1,399,846千円	1,397,518千円	△ 2,328千円
一般高額介護合算療養費	1,062千円	1,010千円	△ 52千円
傷病手当金	187千円	0千円	△ 187千円
出産育児一時金	56,000千円	46,000千円	△ 10,000千円
葬祭費	6,000千円	6,000千円	0千円
審査支払手数料	18,274千円	17,905千円	△ 369千円
合計	9,609,734千円	9,404,306千円	△ 205,428千円

③保健事業費

特定健康診査等事業費は、特定健康診査手数料の減を見込んで減額となっております。ヘルスアップ事業費は、運動指導員派遣手数料及び集団健診予約受付等業務委託料の増により増額となっています。

科目	R6年度当初予算	R7年度当初予算	増減
特定健康診査等事業費	115,000千円	108,238千円	△ 6,762千円
はり・きゅう施術費	3,124千円	3,051千円	△ 73千円
ヘルスアップ事業費	22,866千円	24,136千円	1,270千円
合計	140,990千円	135,425千円	△ 5,565千円

④総務費

システム改造委託料の増、及び職員給与費の増に伴い総務管理費の増額を見込んでいます。

科目	R6年度当初予算	R7年度当初予算	増減
総務管理費	253,946千円	266,754千円	12,808千円
徴税費	15,969千円	21,359千円	5,390千円
運営協議会費	374千円	473千円	99千円
合計	270,289千円	288,586千円	18,297千円

⑤その他

基金の運用状況により基金積立金の減額を見込んでいます。

科目	R6年度当初予算	R7年度当初予算	増減
基金積立金	6,321千円	6,104千円	△ 217千円
保険税還付金	15,000千円	15,000千円	0千円
予備費	10,000千円	10,000千円	0千円
合計	31,321千円	31,104千円	△ 217千円

令和 6 年度 特定健診等の実績見込みについて

1 事業計画と現状値

現在実施している令和 6 年度の特定健診の実施状況を記載（令和 7 年 6 月末時点）
事業計画、令和 5 年度（令和 6 年 6 月末）と令和 6 年度（令和 7 年 6 月末）の比較表

【結果】

- ・受診者数：対象者の減少に伴い受診者数も減少している。
- ・受診率：国の目標値（60％）には届いてないが、昨年度の同時期とほぼ同等の受診状況となっている。
- ・集団健診実施回数：医師会検診検査センター及び集団健診会場との調整で、令和 6 年度は 5 年度より 2 回減少となった。
- ・個別健診実施医療機関：受託医療機関の減少によるもの。

※令和 6 年度実績（特定健診の受診者等）の確定は、令和 7 年 10 月初旬となる。

2 令和 6 年度 実施状況

(1) 特定健診対象者数、受診者数及び受診率

男女の構成比からみると、女性の受診率が高い。

(2) 特定健診受診者・受診率の推移

令和 2 年度のコロナ禍以降徐々に受診率は回復している。

(3) 5 歳階級別受診率

40 代・50 代の若年層の受診率向上が課題となっている。

(4) 住所地別受診状況

筑穂地区の受診率が最も高い傾向がみられる。

(5) 個別・集団健診等の状況

① 集団健診会場別実施状況

1 回あたりの受診者数はほぼ同等であるため、集団健診の実施回数の確保が課題となる。

飯塚市保健センター、サンシャインかいた（潁田交流センター別館）については、令和 6 年度は改修工事のため実施無。

サンシャインかいた（潁田交流センター別館）については、令和 7 年度から集団健診を再開し、潁田地区受診率向上に努めている。

② 集団健診居住地区別受診状況

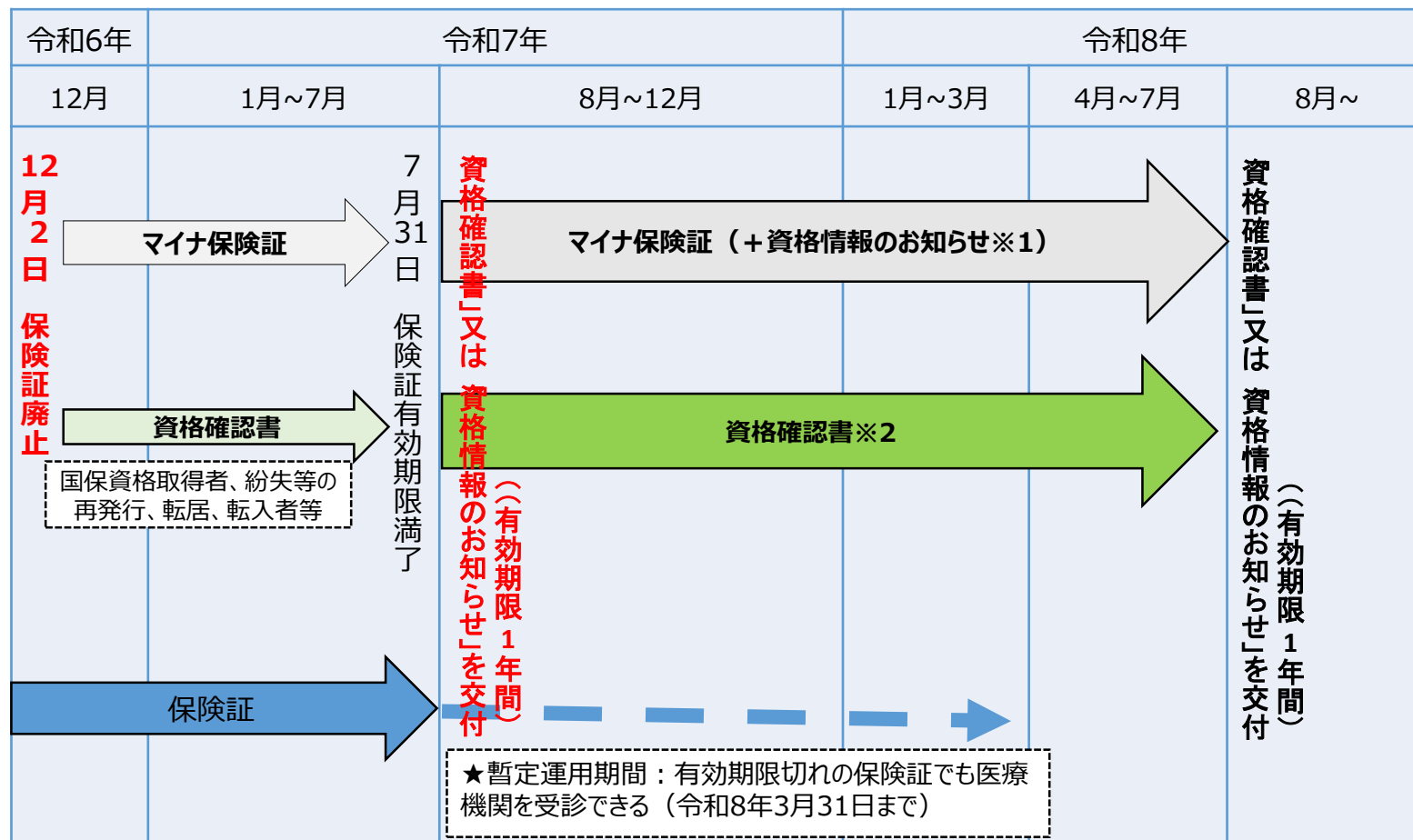
穂波交流センター・飯塚市役所での受診者数が多い。

④ 個別健診住所地別受診状況（特定ドック含む）

個別医療機関数減少の影響もあるが、個別医療機関での受診率が伸び悩んでいる。

保険証廃止後の経過措置等について

飯塚市国保は令和7年8月1日以降、「資格確認書」「マイナ保険証」に切り替わりました。



※1 資格情報のお知らせ：マイナ保険証をお持ちの方（マイナ保険証での読取りができない場合に一緒に利用）

※2 資格確認書：マイナ保険証お持ちでない方

マイナ保険証の登録率及び飯塚市利用率

マイナンバーカードの普及状況（全国）

マイナンバーカード

保有枚数

97,985,287

人口に対する保有枚数率



1日あたり（表示最新月の平均）

8,745

表示最新月内の合計

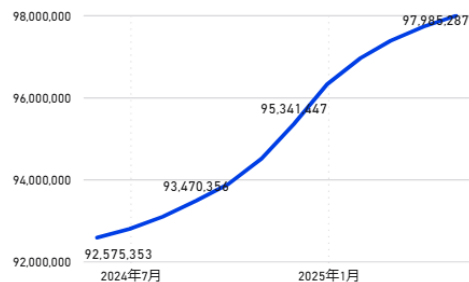
262,350

前月の合計: 348,972 (-86,622)

保有枚数

月次

累計



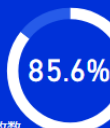
※ 特殊要因（J-LIS照会等）を含むためマイナスになる場合があります

健康保険証としての利用登録

有効登録数

83,916,088

有効登録率



有効登録率: 有効登録数/マイナンバーカード保有枚数

1日あたり（表示最新月の平均）

30,144

表示最新月内の合計

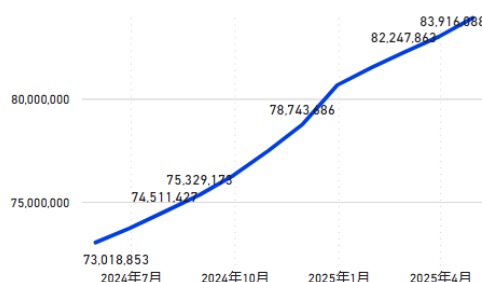
904,324

前月の合計: 763,901 (+140,423)

有効登録件数

月次

累計



令和7年4月末現在 デジタル庁

マイナ保険証利用状況

選択した地域・保険制度（福岡県）

マイナ保険証の利用率

29.5%

前月差分

+1.1%

マイナ保険証利用数

623,104

オンライン資格確認件数

2,114,256

飯塚市

マイナ保険証の利用率

26.8%

前月差分

+1.6%

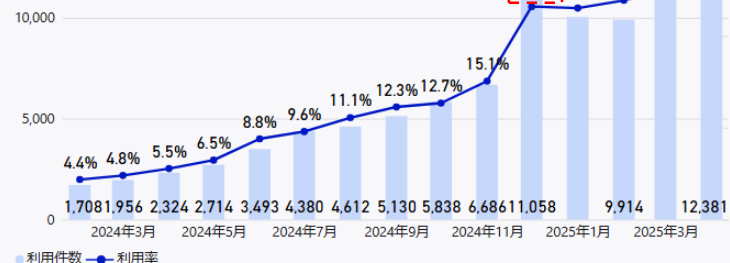
マイナ保険証利用数

12,381

オンライン資格確認件数

46,168

マイナ保険証の利用件数と利用率の推移



2025年4月時点の数値

市町村等向けデジタルPMO

マイナ保険証利用率はR6.12～R7.4の4か月で、3.6%増。令和7年5月からスマホにマイナンバーカードを搭載できるようになり、マイナ保険証の利用シーンが増えてくる。 ※但しスマホ対応カードリーダーが必要

子ども・子育て支援金について

令和7年8月21日
飯塚市国保協資料
その他資料②

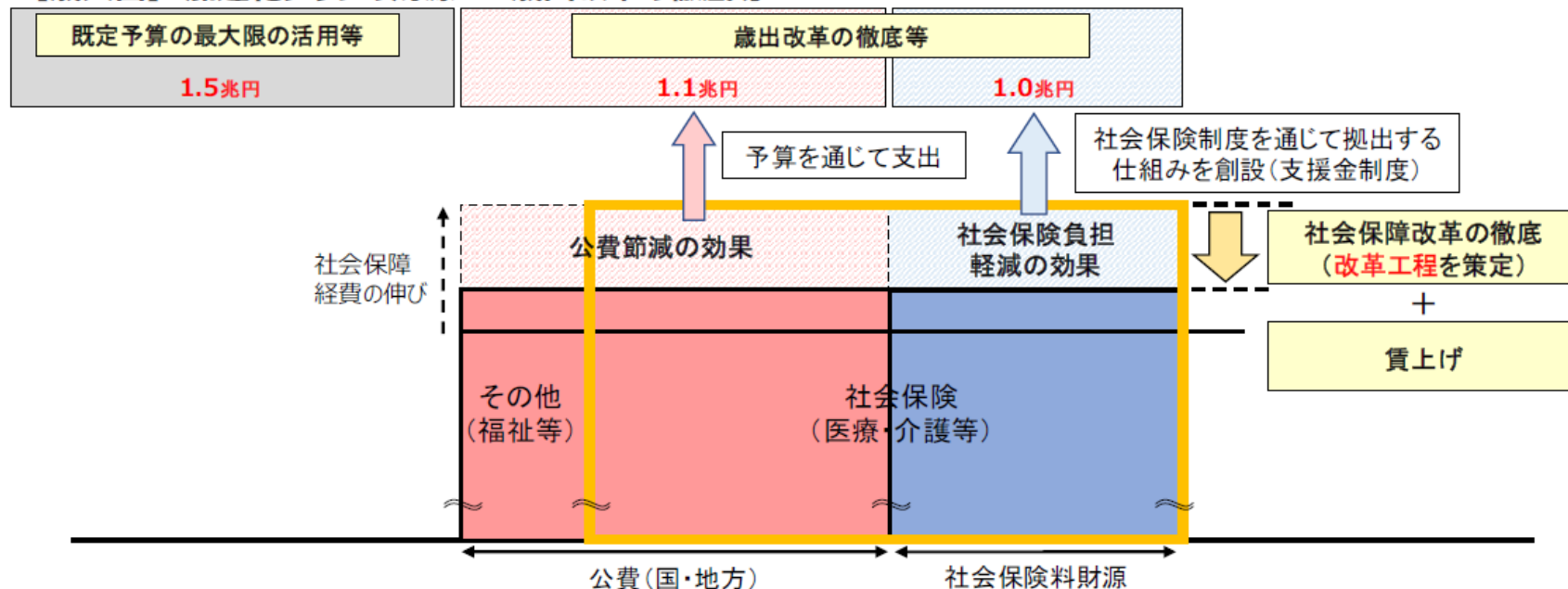
こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

経済的支援の強化 1.7兆円	全てのこども・子育て世帯を 対象とする支援の拡充 1.3兆円	共働き・子育ての推進 0.6兆円
-------------------	--------------------------------------	---------------------

【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等



子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

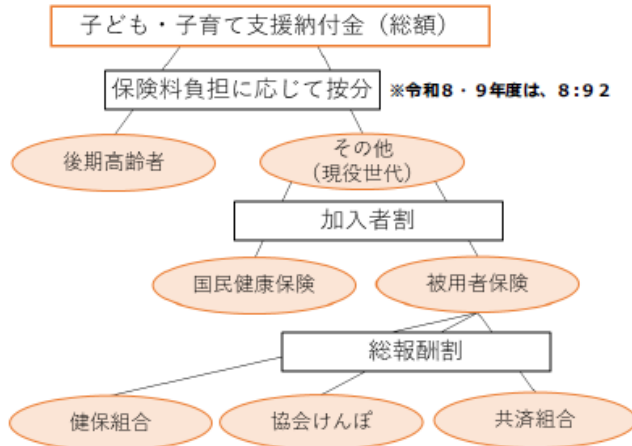
- ① 児童手当（R6.10～） ② 妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③④ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤ こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

☆こども一人
当たり平均の
給付改善額
（高校生年代まで
の合計）は
約146万円

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。



2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

※数字はR10年度の見込み

支援納付金の総額

（充当事業の予算額として毎年度決定）

個人・事業主拠出の総額 1 兆円 + 公費（※）の計 1.3 兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者

【8.3%】※ R10 見込み。
R 8・9 は 8%（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100 億円程度

（現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500 万人

国保
【23%】

7,400 万人

被用者保険
【68%】

3,000 億円程度

（現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18 歳以上被保険者数に応じて按分。

総報酬により按分

被用者保険間

3,800 万人

協会けんぽ
【30%】

2,700 万人

健保組合
【28%】

940 万人

共済
組合等
【10%】

3,900 億円程度

3,700 億円程度

1,300 億円程度

（労 使 折 半）

（共済組合（公務員）の事業主負担分は公費）

事業主が 0.4 兆円程度を拠出

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

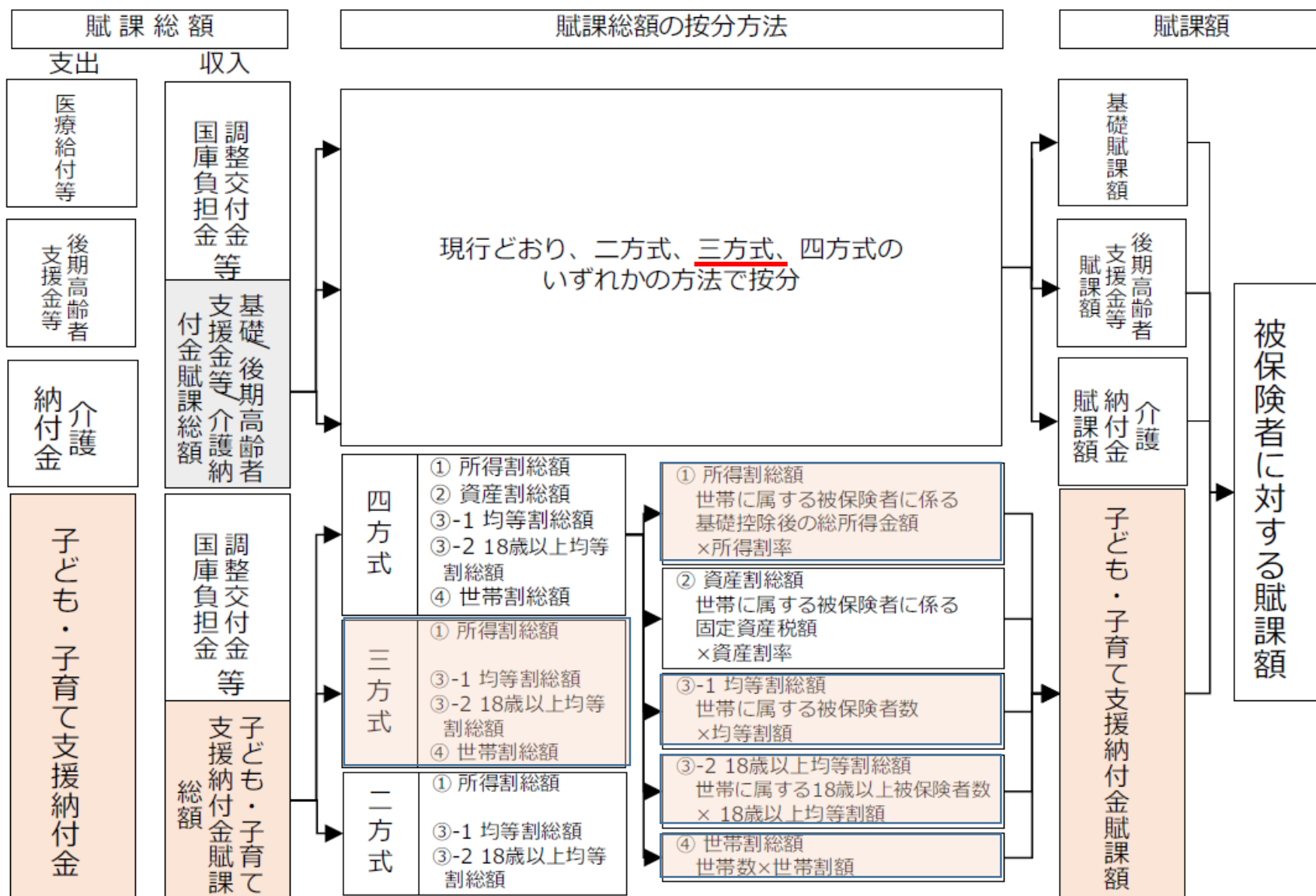
	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

注) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

子ども・子育て支援金の賦課・徴収の基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までのこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。